

平成 30 年 10 月 29 日

平成 30 年 11 月発行の銀行等引受債に係る見積合わせについて

本県では、平成 30 年 11 月に発行する銀行等引受債について、下記のとおり見積合わせを実施します。なお、今回の見積合わせからは、証券発行方式による応札も可能とするとともに、「証券会社」も参加資格のある金融機関に追加しています。

つきましては、引受可能と判断される金融機関は、まず、平成 30 年 11 月 7 日 (水) 17 時までに下記 5 の事前確認書類を提出した上で、平成 30 年 11 月 14 日 (水) 正午までに見積書 (別紙 2) を提出頂きますようお願いいたします。

記

1. 仕様

(1) 名 称	平成 30 年度和歌山県 20 年固定利付債 *証券の場合は、「和歌山県平成 30 年度 30 0 ●回公債」という名称で発行
(2) 発行総額	60 億円 (30 億円×2)
(3) 償還期間 (うち据置期間)	20 年 (3 年)
(4) 償還方法	半年賦元金均等償還 (半期 3%) ※別紙償還予定表参照
(5) 利息支払方法	年 2 回 (毎年 9 月 30 日、3 月 31 日)
(6) 利 率	20 年間固定金利
(7) 発行方式	証書発行又は証券発行
(8) 引受期日	平成 30 年 11 月 30 日 (金)

2. 見積の内容

(1) 発行方式

証書発行又は証券発行を選択してください。

(2) 発行利率

発行利率を絶対金利方式又は基準金利方式により記入してください。

30 億円を 1 つの単位として、総額 60 億円分それぞれについて金利を記入してください。

(絶対金利方式 記入例)

\*.\*\*\*%

※小数点以下 3 位を記入

(基準金利方式 記入例)

\*.\*\*\*% (基準金利) + \*.\*\*\*% (スプレッド) = \*.\*\*\*%

基準金利は、〇〇〇とする。

※11月13日(火)東京時間午前11時の時点での発行利率の考え方について小数点以下3位で記入してください。(基準金利が客観的に確認できる資料(画面

コピーなど)も併せて提出願います)借入れの際には、11月21日(水)東京時間午前11時現在の利率で決定します。

### (3) 発行手数料

上記(2)の利率以外に手数料(消費税を含む。)が必要な場合には、当該手数料の金額及び手数料込みの最終利率(\*)を必ず記入願います。

\*手数料込みの最終利率(発行者利回り) = 発行費用(=当初費用+期中経費) / 平均償還年限 11.416年 / 当初手取額(=発行額-当初費用)

\*小数点以下3位を記入。小数点以下4位は切り下げ。

### (4) その他

その他、参考となる事項があれば記入願います。

## 3. 引受金融機関の決定方法

発行利率(発行手数料が必要な場合は、手数料込みの最終利率)の低い利率から順に発行予定額に達する利率(落札最高利率)までを落札とし、提示された利率で引き受けて頂きます。なお、落札最高利率の引受額が発行予定額を超過した場合には、原則として超過額を応札額から減額することとします。この場合、落札最高利率の提示が複数の場合は、応札額に応じた案分比率(必要残額/落札最高利率での応札額合計)を算出し、個々の応札額に案分比率を乗じた額を落札とします。(1億円未満を切り捨てとし、端数を生じた場合には落札最高利率において最大の金額を提示した金融機関に上乗せします。(1億円単位。該当する金融機関の一部に上乗せする場合、くじ引きを実施。))

## 4. 参加資格

見積合わせでは、以下の①から③を全て満たす金融機関が参加できるものとします。

- ① 和歌山県内に本店又は支店を有する金融機関であること。
- ② 日本国の都道府県又は政令指定都市の銀行等引受債を直接引き受けた実績のある金融機関であること。
- ③ 上記①、②における金融機関とは、銀行、信用金庫、信用組合、信用農業協同組合連合会、生命保険会社、損害保険会社、証券会社に限るものとする。

## 5 事前確認書類

下記の書類を平成30年11月7日(水)17時必着で持参、郵送、電子メール、FAXのいずれかにより提出するとともに、確認のため、下記担当者への口頭での連絡(電話可)をお願いします。

なお、期限後に届いた場合、その金融機関は参加資格を満たさないものとします。

### (1) 証書発行を希望する場合

- ・借入の際に必要な借入申込書(案)及び借入契約書(案)等の関係書類一式
- ・上記4②の引受の実績が確認できる書類(※本県での引受実績が無い場合のみ)

### (2) 証券発行を希望する場合

- ・受託銀行指定書(別紙2 受託銀行を指定する場合のみ提出)
- ・発行の際に必要な引受契約書(案)等の関係書類一式

- ・上記4②の引受の実績が確認できる書類（※本県での引受実績が無い場合のみ）

## 6. 見積書提出期限

### 平成30年11月14日（水）正午必着

見積書（別紙2）を下記の宛先へ持参、郵送、電子メール、FAX のいずれかにより提出するとともに、確認のため、下記担当者への口頭での連絡（電話可）をお願いします。

なお、期限後に届いたものは、無効とします。

## 7. 結果のご案内

結果については、同日（11月14日（水））午後5時までに別紙見積書に記載されているメールアドレスに電子メールでご連絡します。なお、事情により結果のご連絡が遅れる場合には、同様に電子メールでその旨予めご連絡します。

## 8 その他

- ・元本、利息ともに、支払日が銀行休業日にあたる場合は、前営業日に支払います。
- ・利息の計算方法について、第1回の利払日に支払う利息は、元本金額に、利率及び当該計算期間の実日数（前落しによる片端計算。今回の場合、平成30年11月30日から平成31年3月31日までの121日）を乗じて1年を365日とした日割計算により算出した金額（除算は最後に行い、1円未満は切り捨てる。）を、当該計算期間に係る利払日に支払うものとします。第2回以降の利払日に支払う利息は、元本金額に、利率を乗じ2分の1にした金額（除算は最後に行い、1円未満は切り捨てる。）を、当該計算期間に係る利払日に支払うものとします。
- ・証書発行の場合、債権譲渡は可能ですが、事前に本県の書面による承認を得る必要があります。また、譲渡後も元利金の支払いは当初の引受金融機関に対して行うこととします。
- ・証券発行の場合は振替債（振替機関は（株）証券保管振替機構）とし、受託銀行設置を必須とします。また、元利金及び手数料の支払は、受託銀行名義の口座に振り込むものとします。なお、受託銀行選任の時間的制約の問題は金融機関側で解決してください。
- ・発行価格は100円につき100円（パー発行）とします。
- ・元利償還金等の海外送金には一切応じません。
- ・本借入については、事前の承諾がない限り、期限前償還は行いません。
- ・審査の結果、本県の想定する条件に適合しないと判断した場合には、実施を見合わせる場合があります。
- ・以上の内容については、見積合わせ実施までに変更することもありますので、ご注意ください。

(連絡、照会先)

和歌山県総務部総務管理局

財政課企画調整班 田端、谷脇

TEL : 073-441-2303 FAX : 073-422-8384

E-mail : e0104001@pref.wakayama.lg.jp